

秋田市国民健康保険税条例附則第16項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第49号

秋田市国民健康保険税条例附則第16項の規則で定める日を定める規則

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）附則第16項の規則で定める日は、令和5年12月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。